

# **就労訓練事業のあっせんに関する 職業紹介の手続マニュアル(ポイント版)**

**厚生労働省社会・援護局**

**地域福祉課生活困窮者自立支援室**

## ～ 本マニュアルの用途 ～

職業安定法上、「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

自立相談支援事業を行う機関が就労訓練事業等のあっせんを行う行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当すると考えられ、委託により実施する場合は委託事業者が同法第 33 条の規定に基づく許可を受け、直営であれば自立相談支援事業を実施する自治体が職業安定法第 33 条の 4 の規定に基づく届出を行う必要がある。

本マニュアルは、委託事業者や自治体において許可手続き及び届出が円滑に行えるよう基本的なポイントをまとめたものであり、許可手続きや届出を行う際の参考としていただきたい。

なお、詳細については、別添の「職業紹介事業の業務運営要領」や「職業紹介事業パンフレットー許可・更新等マニュアルー」等を確認いただき、都道府県労働局と相談の上、円滑に手続きを進めていただきたい。

### 【職業紹介事業～厚生労働省 HP】

○職業紹介制度の概要 ⇒ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/haken-shoukai01.html>

○職業紹介事業パンフレット（許可・更新等マニュアル）⇒

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/manual2/>

○職業紹介事業の業務運営要領 ⇒

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/syoukai/>

## 【目次】

### 1. 民間事業者等が行う無料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について

- (1) 申請から許可までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 許可申請の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 無料職業紹介事業の許可基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

#### 【様式】

- ◇ 無料職業紹介事業許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ◇ 無料職業紹介事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

### 2. 地方公共団体が行う無料職業紹介事業

- (1) 届出手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 変更の届出手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) 事業廃止届出手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (4) 名義貸しの禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (5) 職業紹介事業の取扱職種の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (6) その他
  - ① 地方公共団体の合併等に際しての取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - ② 地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して  
無料職業紹介事業を行うことについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

#### 【様式】

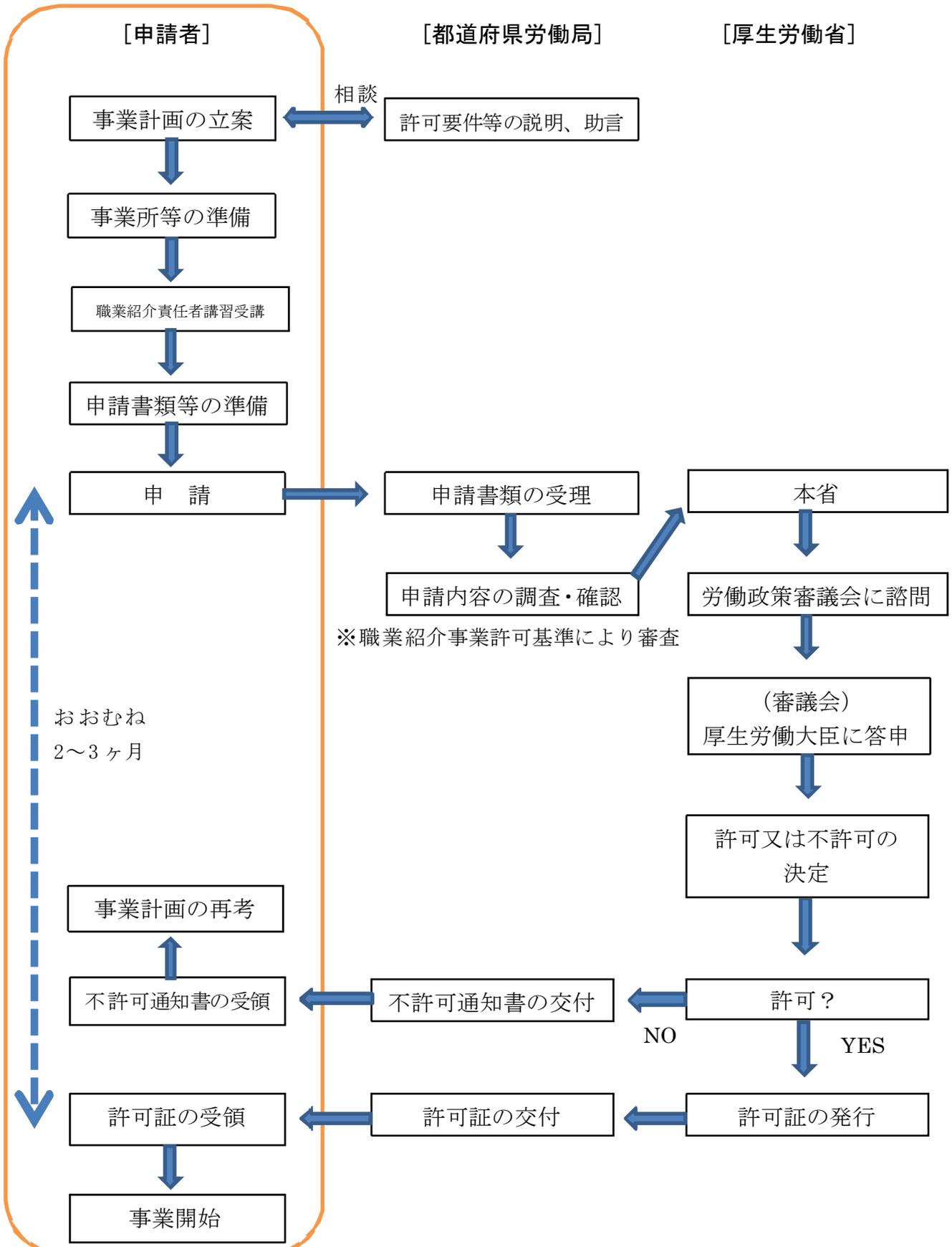
- ◇ 地方公共団体無料職業紹介事業届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

#### [参考]

- 都道府県労働局一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

# 1. 無料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について

## (1) 申請から許可までの流れ





⑤ 業務の運営に関する書類 ・業務の運営に関する規程	○
⑥ 事業所施設に関する書類 ・建物の登記事項証明書（申請者の所有に係る場合） ・建物の賃貸借又は使用貸借契約書（他人の所有に係る場合）	○ ○
⑦ 相手先国に関する書類（国外にわたる職業紹介を行う場合） ・相手先国の関係法令 ・相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあっては、その日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。）	○ ○
⑧ 取次機関に関する書類（国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関を利用するときに限る。） ・取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類 ・相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類及びその日本語訳（相手先国で許可を受けている場合にあっては、その許可証の写し）	○ ○

－添付書類に関する注意事項－

- ① 履歴書には、職歴、資格の取得、賞罰及び役職員への就任、解任状況について記載すること。  
 また、履歴書への写真の添付は不要。

なお、代表者及び役員が外国人である場合で、履歴書が外国語で記載されている場合は、その日本語訳を添付すること。

- ② 有料職業紹介事業者が無料職業紹介事業の許可を申請するときは、法人にあっては定款又は寄付行為、法人の登記簿謄本、代表者役員の住民票の写し及び履歴書並びに代表者役員の法定代理人の住民票の写し及び履歴書（代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。）、個人にあっては住民票の写し及び履歴書並びに申請者の法定代理人の住民票の写し及び履歴書（申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。）の添付は不要。

- ③ 職業紹介責任者に係る添付書類については、有料又は無料の職業紹介事業の事業主が、無料又は有料の職業紹介事業の許可を受ける場合であって、既存の職業紹介事業の事業所の職業紹介責任者を許可申請に係る職業紹介事業の事業所の職業紹介責任者に引き続き選任する場合には、履歴書（職業紹介責任者の住所に変更がない場合には、住民票の写し及び履歴書）の添付は不要。

- ④ 職業紹介責任者は、当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数 50 人について 1 人を選任すること。

また許可の申請に先立って、「職業紹介責任者講習会」の受講が必要となる。

この講習会は、労働関係法令、職業紹介事業の適正な運営等を行うための理解を深め、労働力の需給調整機関として適正な職業紹介を行うことを目的として実施している。

講習会は、厚生労働省に開催を申し出た団体が計画的に開催している（講習会の実施機関、日程等については厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other09/>）

index.html) に掲載。)。

- ⑤ 基準資産額又は自己名義の現金・預金の額が増加する旨の申し立てがあったときは、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算による場合に限り、資産の総額、負債の総額及び自己名義の現金・預金の額のいずれについても当該中間決算又は月次決算により確認する。

### **(3) 無料職業紹介事業の許可基準**

無料職業紹介事業の許可を受けるためには、次の要件を満たす必要がある。

#### 無料職業紹介事業の許可基準

次のいずれにも該当する者について、無料職業紹介事業の許可をするものとする。

- 1 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 33 条第 4 項において準用する第 31 条第 1 項第 1 号の要件（申請者が、当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること）  
事業を維持運営していくに足る資産又は財政的裏付けを有すること。
- 2 法第 33 条第 4 項において準用する法第 31 条第 1 項第 2 号の要件（個人情報 を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること）  
次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
  - (1) 個人情報管理体制に関する判断（職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針第 4 の 2 の (3) 参照）
    - イ 求職者等の個人情報を適正に管理するため、事業運営体制が次のいずれにも該当し、を内容に含む個人情報適正管理規程を定めていること。
      - (イ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。
      - (ロ) 業務上知り得た求人者、求職者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。
      - (ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項についての規程があり、かつ当該規程について求職者等への周知がなされていること。
      - (ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する職業紹介責任者等による事業所内の体制が明確にされ、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。
    - ロ 「適正管理」については、以下の点について留意するものとする。
      - (イ) 無料職業紹介事業者は、イの (イ)～(ニ)に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程について自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないものとする。

(ロ) 無料職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して、不利益な取扱いをしてはならないものとする。

ハ 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、求職者の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要な不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

- a 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- b 思想及び信条
- c 労働組合の加入状況

・ a から c については、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

a 関係

(a) 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

(b) 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

b 関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

c 関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

(ロ) 無料職業紹介事業者は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないものとする。

(ハ) 無料職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談表（乙））により提出を求めるものとする。

(ニ) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

## (2) 個人情報管理の措置に関する判断

次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

イ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

(イ) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。

(ロ) 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置が講じられていること。

(ハ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者が求職者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。

(ニ) 職業紹介の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。

ロ 「適正管理」については以下の点に留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し適切な措置（イの(イ)から(ニ)まで）を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないものとする。

(ロ) 無料職業紹介事業者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないものとする。特に、有料職業紹介事業者による秘密漏洩には罰則が科されている（法第 51 条第 1 項、第 66 条第 9 号）ことに留意するものとする。

・「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密にあたりうる。

3 法第 33 条第 4 項において準用する法第 31 条第 1 項第 3 号の要件（1 から 2 までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること）

次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

(1) 代表者及び役員（法人の場合に限る。）に関する要件

代表者及び役員（法人の場合に限る。）が、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当する者その他適正な事業遂行を期待し得ない者でないこと。

イ 法第 32 条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

ロ 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年 5 月 13 日法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者にあつては同法第 3 条の登録質屋営業法（昭和 25 年 5 月 8 日法律第 158 号）第 1 条に規定する質屋営業を営む者にあつては同法第 2 条の許可を、それぞれ受け、適正に業務を運営している者であること。

ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

（以下「風営化適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者でないこと。

ニ 外国人にあつては、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和 25 年法律第 319 号）（以下「入管法」という。）別表第一の一及び二の表並びに別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者であること。

- ホ 住所及び居所が一定しないなど生活根拠が不安定な者でないこと。
- ヘ 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。
- ト 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。
- チ 虚偽の事実を告げ、若しくは不正な方法で許可申請を行った者又は許可の審査に必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者でないこと。
- リ 国外にわたる職業紹介を行う場合にあつては、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、並びに求人者及び求職者との的確な意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。

## (2) 職業紹介責任者に関する要件

職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。

- イ 法第 32 条の 14 の規定により、未成年者ではなく、法第 32 条第 1 号から第 3 号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- ロ (1)のロからリのいずれにも該当すること。
- ハ 職業安定局長に開催を申し出て、実施団体としての要件を満たしていることが確認された者が実施する「職業紹介責任者講習会」を受講（許可又は許可の有効期間の更新に係る申請の受理の日の前 5 年以内の受講に限る。）した者であること。

## (3) 事業所に関する要件

無料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であること。

- イ 位置が適切であること  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど職業紹介事業の運営に好ましくない場所でないこと。
- ロ 事業所として適切であること  
次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。
  - (イ) 職業紹介の適正な実施に必要な広さを有するものであること。  
具体的には、職業紹介事業に使用し得る面積が、おおむね 20 m<sup>2</sup>以上であること。  
ただし、専らインターネットにより対面を伴わない職業紹介を行う場合については、面積の大小を要件としないこと。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。さらに、適切な苦情処理等の実施について必要な指導を行うものとする。
  - (ロ) 求人者、求職者の個人的秘密を保持し得る構造であること。

ハ 事業所名は、利用者にとっての業務の範囲が分かりやすいもので、かつ、「無料職業紹介」の文字を入れたものとし、また、当該事業所名（愛称等も含む。）は、職業安定機関その他公的機関と誤認を生ずるものでないこと。

(4) 適正な事業運営に関する要件

イ 申請者及び申請者の行う他の事業との関係に関する要件

次のいずれにも該当し、申請者及び申請者の行う他の事業との関係で、職業紹介事業の適正な運営に支障がないこと。なお、労働者派遣事業を兼業する場合にあっては、有料職業紹介事業許可基準の3の(4)のイの(ホ)に準じて判断すること。

(イ) 申請者が国又は地方公共団体でないこと。

(ロ) 学校教育法に基づく各種学校にあっては、修業年限1年以上の生徒の定員数が40人以上、その専任教員の定員数が3人以上であり、かつ、設立許可後1年を経過したものであること。

(ハ) 営利法人にあっては、無料職業紹介事業を本来の営利活動に資する目的で行おうとするものでないこと。

(ニ) 申請者の存立目的、形態、規約等から認められる範囲の職業紹介を行うものであること。ただし、各種学校にあっては、当該各種学校の修業年限6箇月以上の課程に係る卒業予定者、卒業生（卒業後3年以内に限る。）及び修業年限1年以上の課程に係る在学生のアルバイトの職業紹介を行うものであること。

(ホ) 無料職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。

(ヘ) 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと。

ロ 業務規程に関する要件

職業安定法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されること（様式第1号参照）。

第2条（職業選択の自由）、第3条（均等待遇）、第5条の3（労働条件の明示）、第5条の4（求職者等の個人情報の保護）、第5条の5（求人申し込み）、第5条の6（求職申し込み）、第5条の7（紹介の原則）、第33条第4項において準用する第32条の12（取扱職種範囲等）及び第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）。

なお、この規程は2に定める個人情報適正管理規程と一体のものとしても差し支えないこと。

ハ 名義貸しに関する要件

他に名義を貸与するために、又は職業紹介責任者となり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと。

ニ 国外にわたる職業紹介に関する要件

(イ) 国外における取次機関を利用する場合には、当該取次機関の利用について許可を受けたもの以外を利用するものでないこと。

- (ロ) 国外における職業紹介を実施するにあたって申請書に記載し、又は届け出た国を相手先国として職業紹介を行うものであること。
- (ハ) 入管法等関係法令及び相手先国の法令を遵守して行うものであること。
- (ニ) 求職者に対して渡航費用その他を貸し付け、又は求人者がそれらの費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

ホ 全国的又は広域的に組織を構成する公益法人及び労働組合等に係る留意事項  
全国的又は広域的に組織を構成する公益法人又は労働組合等であって、個々の支部等地方組織単位では職業紹介を常態として行うまでの実態がないと見込まれる等の場合には、当該地方組織単独では事業所に当たらないものとして、本部中央組織に含めて許可して差し支えない。

有 料 ・ 無 料  
 職 業 紹 介 事 業 許 可 申 請 書  
 職 業 紹 介 事 業 許 可 有 効 期 間 更 新 申 請 書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

②申請者 <sup>(ふりがな)</sup>氏 名 印

1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

③ 許 可 番 号	( )	
④ <sup>(ふりがな)</sup> 氏名又は名称		
⑤ <sup>(ふりがな)</sup> 所 在 地	〒□□□-□□□□ 電話 ( )	
⑥ <sup>(ふりがな)</sup> 代表者氏名等	氏 名	住 所
⑦ <sup>(ふりがな)</sup> 役 員 氏 名 (法人のみ)	氏 名	住 所

収入印紙  
 [ 消印してはならない ]

兼業 ⑧ の種類・内容	1.	2.	3.
	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	( ) -
⑫講習会名、受講年月日・受講場所		

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	( ) -
⑫講習会名、受講年月日・受講場所		

⑬取次機関

<ふりがな> イ 名称	
<ふりがな> ロ 住所	
ハ 事業内容	

様式第1号（第3面）

申請者は職業安定法第32条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第48条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ハ 職業安定法第32条の9第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ニ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからハ又はホまでのいずれかに該当するもの

ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの  
上記イ中の政令で定める法律の規定は次のとおり。

- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条及び第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- ・ 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
- ・ 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第一号を除く。）及び第51条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- ・ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20及び第21条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条、第63条及び第65条の規定並びにこれらの規定に係る同法第66条の規定
- ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定

また、⑩の者は、未成年者でなく、かつ、上記のイ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

## 様式第1号（第4面）

### 記載要領

#### 1 職業紹介事業許可申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに2、3及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに1、3及び4の全文を抹消すること。

#### 2 職業紹介事業許可有効期間更新申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び3の全文を抹消すること。

3 ①欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

4 ②欄には、申請者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

5 ③欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、（）に許可の有効期間の末日を記載すること。

6 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。

7 ⑤欄には、事業主の所在地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。

8 ⑧欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。

9 ⑨欄には、職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

10 ⑩欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。

11 ⑫欄には、職業紹介責任者が受講した職業紹介責任者講習会の名称、年月日及び場所を記載すること。

12 ⑬欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。

**有料職業紹介事業計画書**  
**無料職業紹介事業計画書**  
**特別の法人無料職業紹介事業計画書**  
**地方公共団体無料職業紹介事業計画書**

1 許可・届出番号

2 事業所名

3 職業紹介計画（年間）（国内）

① 区 分	② 有効求職者見込数

職業紹介計画（年間）（国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載）

③ 区 分	④ 相手国名	⑤ 有効求職者見込数 (人)

4 職業紹介の業務に従事する者の数

人
---

5 資産等の状況

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	そ の 他		
	計		
負 債	計		

## 様式第2号（裏面）

### 記載要領

- 1 ①有料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び有料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「無料職業紹介事業計画書」、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。  
②無料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び無料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。  
③特別の法人が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。  
④地方公共団体が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
- 2 職業紹介事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 3 1欄には、有料・無料職業紹介事業の有効期間の更新申請の場合及び有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合に記載すること。
- 4 3の①及び③欄には、職業安定法第32条の12（法第33条第4項、法第33条の3第2項及び法第33条の4第2項において準用する場合を含む。）に規定する取扱職種の範囲等を定めた場合のみ、その範囲を記載すること。
- 5 3の②及び⑤欄には、新規申請時には当該事業所に係る当該年度の3月末における有効求職者の見込数を、更新申請時には直前年度の職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載すること。
- 6 5欄には、個人事業の場合のみ、直前の納税期末日における全ての資産等の状況について記載すること。

## 2. 地方公共団体の行う無料職業紹介事業

### (1) 届出手続

#### ① 無料職業紹介事業の届出

イ 地方公共団体が事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣に対して地方公共団体無料職業紹介事業届出書（職業紹介事業業務運営要領（以下「要領」という。）様式第1号の3）を提出することにより、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該地区内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料職業紹介事業を行うことができる。

#### (イ) 地方公共団体

地方公共団体には、都道府県、市町村等（東京都における特別区及び地方自治法第284条に規定する一部事務組合等を含む。）が含まれる。

#### (注) 地方自治法

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

#### (ロ) 地方公共団体の区域

当該無料職業紹介事業が地方公共団体の地区内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に附帯する業務であることが必要であるが、必ずしも当該地区内の求人に限られものではなく、地区外の求人であっても差し支えない。地区外の求職者にあっても同様とする。また、地方公共団体として無料職業紹介事業を実施する事業所は、当該地方公共団体が自ら行う行政政策を実施する上で附带的に必要な職業紹介を行うのであれば、必ずしも当該地方公共団体の区域内に所在する必要はない。

#### (ハ) 附帯業務

無料職業紹介事業が附帯する行政施策については、法第33条の4第1項に規定された「住民の福祉の増進、産業経済の発展」に資する施策とは、例示であり、これらに限定されるものではなく、例えばUターン就職の促進等、地方公共団体において自ら行うべき行政施策であると判断されるものであれば認められる。

また、行政施策と無料職業紹介事業との関連性については、地方公共団体において、当該行政施策を効果的に実施する等の観点から無料職業紹介事業の実施が必要であると判断するものであればそれで足りる。

なお、当該業務が附帯業務であるか否かの判断は、地方公共団体無料職業紹介事業届出書の5欄における本体業務に関する概要等により行うものとする。

ロ 地方公共団体の行う無料職業紹介事業のイの届出書の提出は、要領第5の2の(4)のイに掲げる届出関係書類を事業主管轄労働局を経由して厚生労働大臣に提出することにより行う（法第33条の4第1項、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）。以下「則」という。）第38条第1項）。

なお、届出は事業主が行うものであるが、事業主の届出に際しては、無料職業紹介事業を行おうとする事業所ごとに地方公共団体無料職業紹介事業届出書又は地方公共団体無料職業紹介事業変更届（要領様式第6号）に記載するとともに、事業所ごとの地方公共団体無料職業紹介事業計画書（要領様式第2号）等の書類を併せて提出することが必要である（法第33条の4、則255条の4）。

ハ 届出書の提出を受けた事業主管轄労働局及び当該事業主が無料職業紹介事業を行おうとする各事業所の管轄労働局においては、当該業務が附帯業務であるか否かの判断は地方公共団体無料職業紹介事業届出書の5欄における本体業務に関する概要等により確認し、その結果を事業主管轄労働局がとりまとめて本省に報告する。

ニ 届出はその長（都道府県にあっては知事、市町村にあっては市町村長）が行うものであり、届出書の届出者の氏名の欄には都道府県にあっては知事名、市町村にあっては市町村長名を記載する必要がある。

また、地方公共団体として複数の担当部局が複数の事業所において無料職業紹介事業を行う場合、それぞれの事業所の名称・所在地、事業所ごとに選任した職業紹介責任者の氏名・住所等必要事項を記載し、それぞれの事業計画書を添付する必要がある。

ホ 一般の無料職業紹介事業については、許可制であり、許可基準において事業所の位置、広さ、構造等に係る一定の基準を満たすこと及び事業所名称は利用者にとって業務の範囲が分かりやすいもので、かつ、「無料職業紹介所」の文字を入れたものであることを要件としている。地方公共団体の行う無料職業紹介事業については、事業所について許可基準はないが、無料職業紹介事業を行うものであることが明確となるよう、また、職業安定機関と誤認を生ずるものでないよう、周知徹底指導を図ること。

## ② 事業主管轄労働局の行う事務

イ 事業主管轄労働局は、当該地方公共団体の行う無料職業紹介事業の届出手続を受け付け、事業主属性に係る届出関係の事務を行うとともに、当該事業主の無料職業紹介事業届出書の提出を管理する。

ただし、事業所における要領第5の2の(4)のロの(1)から(4)までに掲げる事項の変更のみを届け出るときは、当該変更に係る事業所管轄労働局へ届出を行っても差し支えない（法第61条、則第38条）。

ロ なお、事業主の住所が変更になった場合については、事業主管轄労働局において管理していた届出書の写しに連絡文を添えて新たな事業主の所在地を管轄する労働局に引き継ぐ（同一労働局内においては、管理を移すのみで足りる。）。

## ③ 事業所管轄労働局の行う事務

イ 事業所管轄労働局は、当該事業主の届出手続に際し、事業主管轄労働局より連絡を受けて、事業主の届出手続の際添付される書類のうち、各事業所属性に係る要領第5の2の(4)のイの(1)から(5)までに掲げる書類を管理する。

ロ このため事業所の変更の届出等の手続に際し、事業主管轄労働局に対し、届出書及び要領第5の2の(4)のイの(1)から(5)に掲げる書類が提出された場合においては、当該提出を受けた事業主管轄労働局は、その提出の都度、当該届出書の写しを作成し、添付書類とともに連絡文を添えて当該事業所管轄労働局に送付し、事業主管轄労働局において

事業所台帳等の補正又は整備を行う（同一労働局内においては、担当の管理に移すのみで足りる。）。

ハ なお、事業所の所在地が変更になった場合については、当該事業所管轄労働局において管理していたイに掲げる書類に連絡文を添えて新たな事業所の所在地を管轄する労働局に引き継ぐ（同一労働局内においては、担当の管理に移すのみで足りる。）。

#### ④ 届出関係書類

無料職業紹介事業の届出関係書類は要領第5の2の(4)のイのとおりとする（法第33条の4、則第25条の4第2項）。

なお、地方公共団体無料職業紹介事業届出書、地方公共団体無料職業紹介事業計画書は、正本一通及びその写し二通を提出することを要するが、それ以外の書類については、正本一通及びその写し一通で足りる（則第38条第2項）。

#### ⑤ 職業紹介責任者の選任等

職業紹介責任者については、欠格事由（法第33条の4第2項において準用する第32条）に該当することなく及び業務を適正に遂行する能力を有する者（則第24条の6）のうちから選任すること（則第24条の6）。職業紹介責任者講習を受講していることその他を選任の要件としている（要領第3の3の(3)のホ参照）。

#### ⑥ 届出の受理

イ 届出書を受理したときは、届出書の写しに付与された届出受理番号及び届出受理年月日を記載するとともに、当該写しに次の記載例により地方公共団体無料職業紹介事業届出書が受理された旨を記載し、当該写し及び地方公共団体無料職業紹介事業計画書の写しそれぞれ一通を届出者に対して控として交付する。

##### 〔記載例〕

職業安定法第33条の4第2項の規定による、年 月 日付けの地方公共団体無料職業紹介事業に係る届出書については上記、届出受理番号、届出受理年月日により受理した。

ロ 届出者が当該区域内における法第32条の4第1項に規定する附帯業務として無料職業紹介事業を行う本来の業務が記載されていないなどにより、当該届出者に係る届出書を受理できない場合は次の様式により、無料職業紹介事業の届出が受理できない旨の書面を作成し、当該届出者に対して交付する。

（日本工業規格A列4）

年 月 日
殿
厚生労働大臣 印
年 月 日付けの地方公共団体無料職業紹介事業届出書（様式第1号の3）については、無料職業紹介事業を附帯して行う業務が記載されていないことにより、受理できない。
このため、法第33条の4に基づく無料職業紹介事業を行うためには、所用の事項を記載の上、改めて同条に基づく届出を行うことが必要である。

### ⑦ 違反の場合の効果

届出書を提出しないで無料職業紹介事業を行った者又は届出書又は届出関係書類に虚偽の記載をして提出した者の場合、法に違反するものとして、事業停止命令（法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 2 項）の対象となる。

## **(2) 変更の届出手続**

### ① 無料職業紹介事業の変更の届出

無料職業紹介事業の変更の届出については、要領第 9 に準じて行うものとする。

### ② 変更届出関係書類

無料職業紹介事業の変更届出関係書類は、要領第 5 の 2 の(4)のロに掲げる書類とする（則第 25 条の 4 第 1 項）。

なお、無料職業紹介事業変更届出書（要領様式第 6 号）及び要領第 5 の 2 の(4)のロに掲げる書類のうち事業計画書（要領様式第 2 号）については、正本一通及びその写し二通を提出することを要するが、それ以外の書類については、正本一通及びその写し一通を提出することで足りる（則第 38 条第 2 項）。

### ③ 違反の場合の効果

法に違反するものとして、事業停止命令（法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 2 項）の対象となる。

## **(3) 事業廃止届出手続**

### ① 無料職業紹介事業の廃止の届出

無料職業紹介事業の廃止の届出については、要領第 4 の 5 の(2)に準じて行うものとする。

### ② 届出の効力

①の届出により、無料職業紹介事業は行えなくなるので、当該廃止の届出の後、再び無料職業紹介事業を行おうとするときは、新たに無料職業紹介事業の届出書を厚生労働大臣に提出し直す必要がある。

### ③ 違反の場合の効果

無料職業紹介事業の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は事業停止命令（法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 2 項）の対象となる。

## **(4) 名義貸しの禁止**

### ① 名義貸し禁止の意義

名義貸しの意義については、要領第 3 の 3 の(3)のトの(ニ)によるものである（法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 10）。

## ② 違反の場合の効果

無料職業紹介事業につき名義貸しを行った者は事業停止命令（法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 2 項）の対象となる。

### （５）職業紹介事業の取扱職種の範囲等

職業紹介事業の取扱職種の範囲等の手続については、要領第 7 に準じて行うものとする。

### （６）その他

#### ① 地方公共団体の合併等に際しての取扱い

要領第 8 の 3 に準じて行うものとする。

② 地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して無料職業紹介事業を行うことについて  
イ 地方公共団体が、無料職業紹介事業の全部又は一部（例えば、求人・求職の受理のみを地方公共団体が行う場合。）を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託することは可能である。

ロ また、地方公共団体が無料職業紹介事業の全部を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託する場合には、地方公共団体は無料職業紹介事業の実施の届出を行う必要はないが、地方公共団体が、無料職業紹介事業の一部を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託し、一部は自ら実施する場合は、地方公共団体において無料職業紹介事業の実施の届出を行う必要がある。

ハ なお、職業紹介事業の委託に対して委託費等が支払われている場合であって、委託費等の額が紹介実績または雇用関係の成立実績により変動する方法により支払われているものや委託事業の内容が明らかに職業紹介事業のみであると判断できるケースについては、受託する民間職業紹介事業者は、職業紹介に関し、対価（委託費等）を（地方公共団体から）徴収して職業紹介事業を行う者と考えられることから、有料職業紹介事業の許可を得ていることが必要である。

※別添 1 「地方公共団体等が民間職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行わせる場合の職業紹介事業の区分に関する基準について」に基づき、受託者が有料職業紹介事業の場合については、「手数料表」（要領様式例第 3 号参照）に委託費について記載する。

※届出受理番号	
※届出受理年月日	年 月 日

地方公共団体無料職業紹介事業届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

印

職業安定法第33条の4第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1名 <small>(ふりがな)</small> 称	-----	
2所 <small>(ふりがな)</small> 在 地	〒□□□-□□□□ 電話 ( )	
	-----	
	-----	
3 職業紹介事業を行う事業所に関する事項		
事 業 所		
名 称	所 在 地	
職業紹介責任者氏名等		担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	( ) -
講習会名・受講年月日・受講場所		※
4 事業開始予定年月日	年 月 日	
5 業務の内容等		
6 取次機関		
<small>(ふりがな)</small> イ 名 称		
<small>(ふりがな)</small> ロ 住 所	-----	
	-----	
	-----	
ハ 事業内容		
7 備 考		

なお、職業安定法第33条の4第2項において準用する同法33条の14により選任する職業紹介責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法32条第1項から第3項までのいずれにも該当していません。

## 様式第1号の3(裏面)

### 記載要領

- 1 ※欄には、記載しないこと。
- 2 届出者欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 3欄には、職業紹介事業を行う事業所を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 5欄の業務の内容等は無料の職業紹介事業が附帯する業務の内容及び附帯して行う無料職業紹介事業の内容をそれぞれ附帯する業務ごとに記載すること。
- 5 6欄の取次機関は、国外にわたる職業紹介事業を取次機関を利用して行う場合のみイからハに掲げる事項を記載すること。

## ◇都道府県労働局一覧

労働局名	郵便番号	所在地	電話
北海道労働局	〒060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森労働局	〒030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-721-2000
岩手労働局	〒020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎	019-604-3004
宮城労働局	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-292-6071
秋田労働局	〒010-0951	秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル5F	018-883-0007
山形労働局	〒990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-626-6109
福島労働局	〒960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024-529-5746
茨城労働局	〒310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6239
栃木労働局	〒320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-610-3555
群馬労働局	〒371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号群馬県公社総合ビル	027-210-5105
埼玉労働局	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビルランド・アクシス・タワー	048-600-6211
千葉労働局	〒260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号千葉第2地方合同庁舎	043-221-5500
東京労働局	〒108-0022	港区海岸3丁目9番45号	03-3452-1472
神奈川労働局	〒231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地横浜第2合同庁舎	045-650-2810
新潟労働局	〒950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3510
富山労働局	〒930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号富山労働総合庁舎	076-432-2718
石川労働局	〒920-0024	金沢市西念3丁目4番1号金沢駅西合同庁舎	076-265-4435
福井労働局	〒910-8559	福井市春山1丁目1番54号福井春山合同庁舎	0776-26-8617
山梨労働局	〒400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2857
長野労働局	〒380-8572	長野市中御所1丁目22-1	026-226-0864
岐阜労働局	〒500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地岐阜合同庁舎	058-245-1312
静岡労働局	〒420-8639	静岡市葵区追手町9番50号静岡地方合同庁舎	054-271-9980
愛知労働局	〒460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館	052-219-5587
三重労働局	〒514-8524	津市島崎町327番2津第二地方合同庁舎	059-226-2165
滋賀労働局	〒520-0057	大津市御幸町6番6号	077-526-8609
京都労働局	〒604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3225
大阪労働局	〒540-0028	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号中央大通FNビル	06-4790-6303
兵庫労働局	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー	078-367-0831

労働局名	郵便番号	所在地	電話
奈良労働局	〒630-8570	奈良市法蓮町 387 奈良第 3 地方合同庁舎	0742-32-0208
和歌山労働局	〒640-8581	和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号和歌山労働総合庁舎	073-488-1160
鳥取労働局	〒680-8522	鳥取市富安 2 丁目 89-9	0857-29-1707
島根労働局	〒690-0841	松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 5 F	0852-20-7016
岡山労働局	〒700-8611	岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号岡山第 2 合同庁舎	086-801-5110
広島労働局	〒730-0013	広島市中区八丁堀 5 番 7 号広島 K S ビル 4 F	082-511-1066
山口労働局	〒753-8510	山口市中河原町 6 番 16 号山口地方合同庁舎 2 号館	083-995-0385
徳島労働局	〒770-0851	徳島市徳島町城内 6 番地 6 徳島地方合同庁舎	088-611-5386
香川労働局	〒760-0019	高松市サンポート 3 番 33 号高松サンポート合同庁舎 3 階	087-806-0010
愛媛労働局	〒790-8538	松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎	089-943-5833
高知労働局	〒780-8548	高知市南金田 1 番 39 号	088-885-6051
福岡労働局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号福岡合同庁舎本館 1 F	092-434-9711
佐賀労働局	〒840-0801	佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号 佐賀第 2 合同庁舎	0952-32-7219
長崎労働局	〒850-0033	長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル	095-801-0045
熊本労働局	〒860-8514	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 9 階	096-211-1731
大分労働局	〒870-0037	大分市東春日町 17 番 20 号大分第 2 ソフィアプラザビル	097-535-2095
宮崎労働局	〒880-0805	宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号宮崎合同庁舎	0985-38-8823
鹿児島労働局	〒892-0847	鹿児島市西千石町 1 番 1 号鹿児島西千石第一生命ビル	099-219-8711
沖縄労働局	〒900-0006	那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号那覇第 2 地方合同庁舎(1号館)	098-868-1655